

○犬山市体育センターの設置及び管理に関する条例

平成15年3月26日条例第7号

別表（第8条関係）

犬山市体育センター使用料

施設区分			単位	使用料	
				午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
競技場	全面	照明利用なし	1時間	円 380	
		照明利用あり		620	円 640
	片面	照明利用なし		190	
		照明利用あり		310	320
卓球台1台（当日申込みの場合のみ）				100	200

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 午後5時前から利用を開始し、午後5時をまたいで利用した場合の当該またいだ1時間の使用料は、午後5時から午後9時30分までの利用時間区分の額とする。